

◆（山本由美子議員） おはようございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきました公明党議員団の山本由美子でございます。通告に従い、質問をさせていただきます。

まず初めに、内部障害者への理解促進についてお伺いいたします。

内部障害とは、身体障害者福祉法で定める障害のうち、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、膀胱・直腸機能、小腸機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓機能の7つの障害を指します。これらの障害は、生命を維持するという観点から大変重要な機能の障害であり、その影響により日常生活を制限せざるを得ない状況の方も多くおられます。まず、本市における内部障害者数をお聞かせください。また、身体障害者全体の何割ぐらいに値するのかもあわせてお尋ねいたします。

◎健康福祉部長（小川泉） 健康福祉部長、お答え申し上げます。

本市におけます内部障害者、いわゆる内臓機能障害者などの人数でございますが、身体障害者手帳の所持者で見ますと、平成25年3月末時点でございますが、身体障害者手帳所持者全体が4,633人おられますので、そのうち1,489人となっております。約3割ということになると思います。

◆（山本由美子議員） 内部障害者の方は外見では障害があることがわかりにくいために、日常生活において周囲の人に理解されず、さまざまな誤解を受けているとお聞きしております。例えば、電車やバスなど公共交通機関の優先座席に座ると冷たい視線を感じたり、また近くで携帯電話を使用する人がいると、ペースメーカーが誤作動するのではないかと不安を抱いたり、また車いすマークの身体障害者用駐車場にとめてよいのだろうかとか不安に思ったりするなど、内部障害者に対する周囲の無理解によって生活の困難を日常的に感じているという現実があります。

こういう現状を打開しようと、NPO法人のハートプラスの会が身体内部に障害を持つ人をあらかず、お手元に配付させていただきましたこのハートプラスマークを作成されました。公共施設や交通機関に普及させる活動を各地で取り組んでおられますけれども、ハートプラスマークが十分に普及しているとは言いがたく、社会的理解が進んでいないのが現状であります。

そこでお尋ねいたします。

公共施設の駐車場において、車いすマークが表示されている身体障害者用スペースにも京都思いやり駐車場マークを含むハートプラスマークを追記表示するべきだと考えますが、現状と今後の対応をお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 京都府の制度でもあります京都府思いやり駐車場利用証制度でございますが、ハートプラスマークも含めた制度となっております。平成26年2月1日現在におきます状況としましては、亀岡市内において公共施設、民間施設を合わせて41施設の駐車場におきまして、車いすマーク62区画、プラスワン駐車場が18区画となっております。ここで言うプラスワン駐車場ではありますが、出入り口近くに設置している一般駐車場のことで、京都思いやり駐車場のステッカーなどが掲示をされております。

具体的な公共施設であります。亀岡市内ではこの亀岡市役所庁舎などに設けてお

ります。他の施設につきましては、京都府のホームページに御紹介されておりますので、ひとつ御参考にしていただければと思います。

また、本市におけます啓発活動ということでございますが、広報紙お知らせへの掲載や庁舎エントランスホールなどでの啓発ポスターの掲示など、京都思いやり駐車場利用証制度、これの紹介をしているところでございます。

また、駐車場に表示されております車いすの障害者マークについては、特に車いすを利用する障害者を限定して使用されるものではなく、全ての障害者を対象としたものとなっておりますので、今後におきましても、京都府思いやり駐車場利用証制度をはじめとしました制度の周知、こういうことを重点的に図ってまいりたい、このように考えております。

◆（山本由美子議員） 今御説明いただいたんですけれども、この京都府の京都思いやり駐車場利用証制度ということで、事あるごとにやっぱり周知というか、それを徹底していただきますようによろしくお願いいたします。利用証がないと意味がないとか、そこを使っておられる方が内部障害者を持っているとか、そういうことでバックミラーにつるすようになっていきますので、そのことを知らないとその意味がなさないと思いますので、周知のほう、よろしくお願いいたします。

次に、現在軽自動車駐車場に障害者用スペースが設けられておりません。庁舎横の軽自動車駐車場にも、この京都思いやり駐車場マークを含むハートプラスマークを表示する考えはないか、お尋ねいたします。

◎総務部長（門哲弘） 総務部長、お答えを申し上げます。

軽自動車用の臨時駐車場におきましては、新たに今現在表示する計画はございませんけれども、来庁者用駐車場のほうには3区画に、京都思いやり駐車場の案内表示を行っております。普通自動車、軽自動車の区分なく駐車が可能ですので、身体内部に障害のある方を含めまして、必要な方はそちらのほうを御利用いただきたい、このように考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

◆（山本由美子議員） 市民の方からの要望をお聞きしましたので、きょうちょっとお伝えさせていただいたんですけれども、できるだけ出入り口に近いところに駐車できたらいいかなというふうに思いますので、今後また前向きに取り組みをお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

続きまして、内部障害者への理解を得るために、福岡市や伊丹市では外出時のバッグなどにつけるハートプラスマークが印字された携帯用カードやバッジ、資料の1と4ですけれども、吹田市では運転席のダッシュボードの上に置くハートプラスマークが印字された車載用カードを作成し、対象となる方のうち希望者に配付されております。本市でも周囲の方に理解してもらうためのカードやバッジを作成し、希望者に配付してはどうかと考えますが、御所見をお伺いいたします。

◎健康福祉部長（小川泉） ハートプラスマークのカードあるいはバッジにつきましては、現在取り扱いは行っておりませんが、今後、対象となる方のニーズや必要性、また今、議員さんから御紹介のありました他市の状況等も参考にしながら、調査研究してまいりたいと、このように考えております。

◆（山本由美子議員） やはりこのカードとかバッジをつくることによって、周囲の方に内部障害者であることを気づいてもらうということで、そういう手段になるかと

いうふうに思います。気づきのための啓発は重要なことであると思いますので、今後もこのカードを作成して配付するという方向でまた考えていただきたいというふうに思います。今、多くの自治体でも取り組みを開始されていますので、本市もそういう先進的なところも聞いていただきまして、取り組みを進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、先ほどから何度も繰り返しておりますけれども、身体内に障害がある方は外見からわかりにくい、健常者と区別がつかないということで、公共交通機関で優先席を利用しづらい、また周囲の理解が得られにくい、困られることがあるために、内閣府からも内部障害者や内臓疾患者をあらわすハートプラスマークを活用した啓発が呼びかけられております。ハートプラスマークの周知を図るために、公共交通機関、コミュニティバスとかふるさとバス、京阪京都交通バスなどの座席や窓にステッカー、資料2ですけれども、ステッカーを貼り、ポスターの掲示を、資料3です、実施する考えはないか、お尋ねいたします。

◎健康福祉部長(小川泉) コミュニティバスなどの公共交通機関へのポスターなどの掲示によりハートプラスマークの周知につきましては、必要と考えております。今後、バス利用状況やその他の効果、あわせまして交通事業所の協力も必要であるということもありますことから、他市の状況等も参考にしながら検討してまいりたいというふうに考えております。

◆(山本由美子議員) 福岡市では、この平成25年9月から、また伊丹市では平成25年の6月からこの交通局にも協力いただいて、バスのほうにステッカーを貼り、ポスターも貼っておられるということでお聞きしております。北九州市も早くから市内のバスにもステッカーを貼って、そしてモノレールの座席にもこのマークを掲示されているということでお聞きしております。やっぱり公共交通機関のこの優先座席にハートプラスマークを追記表示してもらっただけでも、社会的な浸透度は随分違ってくると思いますので、重要なことだというふうに考えますので、またぜひ前向きにお願いしたいと思います。

そして、このハートプラスマークの会のNPO法人の方ですけれども、このステッカーについては協力させてもらいたいというふうにすごく前向きに言っていただいておりますので、ぜひこの京阪京都交通にも働きかけていただきまして、前向きに進めていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、ハートプラスマークが普及しているとは言いがたい現状があることから、本市のホームページや広報を利用して、市民への周知促進を図るべきと考えますが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長(小川泉) 現在、障害者に関しますシンボルマークでございますが、今発行しております障害者福祉の手引というのがございます。これはホームページにも掲載をさせていただいておりますが、その中で紹介しているところでございまして、その中にハートプラスマークについても紹介させていただいているところでございます。

今後、市民へのより周知という点からも、ホームページ等におきまして、よりわかりやすい形での周知が図れるように創意工夫してまいりたいと、このように考えます。

◆(山本由美子議員) 私もホームページを見せていただいたんですけれども、この

障害者福祉の手引の中のたくさんあるページの中の1ページ分ということで、なかなか探しにくかったんで、やっぱり特化してまたホームページのほうに掲載していただきたいなという感想を持ちました。

それと、東京都の羽村市では、内部機能障害のある方と出会ったらということで、どういう対応をしたらいいかということも掲載されておりました。あと、市の広報にこのマークを知っていますかと題して掲載もされていまして、ありましたので、本市でも1人でも多くの方にこのハートプラスマークのことを知っていただきたい、そういう思いでおりますので、ホームページとそして広報ということで、また周知をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

そして、幾つか質問をさせていただきましたけれども、内部障害者、内臓疾患の方ともに安心して暮らせる環境の整備が必要だというふうに考えます。改めて本市の御見解をお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 内部障害者の方にとっても安心して暮らせるということではなければならないと思っておりますし、そのためにはハード面だけでなく、心の環境整備も必要と考えているところでございます。つきましては、内部障害の方や、あるいは聴覚障害の方など、外から見えない障害のある方全てが安心して暮らせるまちづくりのために、障害者に対します理解のためのさらなる啓発、これに力を入れてまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。今、前向きな答弁をいただいたんですけれども、内部障害者への理解と環境整備ということの充実を図るというふうにおっしゃっていただいたかと思っておりますので、またどうかこのハートプラスマークの啓発と普及に努めていただきますようお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきたいと思っております。

次に、認知症対策についてお伺いいたします。

厚生労働省研究班の推計によりますと、日本の認知症高齢者は2012年時点で約462万人に上り、認知症の予備軍とされる軽度認知障害の約400万人を加えると、65歳以上の高齢者の4人に1人が認知症とその予備軍となります。

高齢化に伴い、日本だけではなくて、認知症患者が世界的に急増すると予想される中で、昨年12月にG8で初めての認知症サミットがイギリスのロンドンで開催されました。サミットでは、高齢者の割合が最も高く、早くから認知症対策に取り組んできた日本に関心が集まり、早期診断、早期対応を柱に、認知症になってもできる限り住みなれた地域で暮らし続けることを目指した認知症施策推進5カ年計画、オレンジプランが紹介されておりました。今回のサミットでは、日本の取り組みが十分な成果を上げれば、世界のモデルケースになることも期待されております。誰もが当事者になる可能性がある認知症については、今後、最重要課題として取り組んでいくことが大切だと考えます。オレンジプランの柱であります早期診断、早期対応のためには、家族とともにかかりつけ医による初期段階での気づきが症状の悪化を防ぐことにつながると考えます。

京都府では、高齢者が日ごろから受診する医師を対象に、認知症診断の知識や家族からの相談に対する能力などの向上を図る、かかりつけ医認知症対応力向上研修を実施されておりますが、本市における参加状況と今後の取り組みについてお聞かせくだ

さい。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 健康福祉部担当部長、お答えいたします。

かかりつけ医認知症対応力向上研修は、平成19年度から京都府によって実施されました。平成20年度は亀岡市においても開催されており、本市からは5名の医師が参加されております。この研修は、次年度においても京都府で実施される予定と伺っておりますので、今後も受講いただけるよう、亀岡市医師会との連携を図ってまいりたいと考えております。

◆（山本由美子議員） 本市全体で、何人の方がこの研修を修了されているのか、お聞かせください。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 5名というふうに伺っております。

◆（山本由美子議員） 5名だけ。今までに5名ですか。わかりました。

広島県では、このかかりつけ医認知症対応力向上研修の修了者を物忘れ認知症相談員、通称オレンジドクターと名づけて認定プレートを院内に掲げまして、患者やその家族の方に周知して、気軽に相談できる体制をとっております。この体制によって、早期に受診して治療することで進行をおくらせるという効果を期待されているものですが、本市でもこの研修修了者であることを市民の方にわかるような取り組みを考えていただきたいと思いますのですけれども、いかがでしょうか。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 今後、研修への受講の啓発も進めますとともに、医師会と連携いたしまして、そういった取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

◆（山本由美子議員） その中で、研修者の修了者の名簿をホームページの、今現在つくっていただいています「認知症はあなたの身近な問題です」というところに追加情報として入れていただきたいと思いますというふうに思います。そして必要があればそれをダウンロードして、家族の方とかにお渡しするという形をとっていただきたいと思いますのですけれども、いかがですか。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 今、議員から御指摘ございましたことも今後研究をさせていただきますして、早急に対応できるように検討してまいりたいというふうに考えております。

◆（山本由美子議員） それでは次に、認知症の疑いがあるにもかかわらず受診につながっていない高齢者とその家族に対して、介護士や保健師、作業療法士などの専門家で構成する認知症初期集中支援チームが自宅を訪問し、初期の支援を集中的に行うことで自立生活に向けたサポートを行う、そういう取り組みについてお聞かせください。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 現在本市では、認知症初期集中支援チームの設置はございませんが、今回の介護保険法の改正を踏まえまして、そのあり方や活動方向等について検討を行う予定としております。

◆（山本由美子議員） 早期発見、早期対応で生活の質を保つことができ、そして症状が安定することから、認知症の初期の段階からかかわっていくということがすごく大事なことになってくると思いますし、また今回、国では26年度までに全国モデル事業を実施して、そして平成27年度にはこの制度化を目指しておりますので、本市もできるだけ人材確保も含めて、早い実施に向けて取り組みをよろしく願いたい

します。

続きまして、認知症の人に対して、状態に応じた適切なサービスを提供されるよう、医療機関や介護サービス及び地域において認知症の人を支援する関係者の連携を図る認知症地域支援推進員を配置する考えはないか、お尋ねいたします。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 認知症地域支援推進員は、認知症患者の地域生活、医療、介護との連携、相談を行う役割を担う人材であり、医療、介護、福祉の知識とノウハウが求められます。こうしたことから、今後の法改正を見据えながら、その配置について検討していきたいというふうに考えております。

◆（山本由美子議員） 次に、認知症ケア向上を図るための本市の取り組みについてお聞かせください。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 本市では現在、認知症ケア向上を図るために、キャラバンメイト、サポーターの育成、認知症啓発講座など、認知症の普及啓発事業、認知症相談、家族介護支援事業、認知症カフェ事業などにより、認知症ケア向上への取り組みを推進しております。

以上です。

◆（山本由美子議員） 次に、認知症が引き起こす症状の一つに徘徊行為があります。徘徊は時間の経過とともに、本人の捜査範囲は広がり、家族や知人だけでは捜査が困難になります。そのため、高齢福祉課では、認知症の高齢者が家を出てしまったときに、一緒に住んでいる家族が位置情報端末機によりどこにいるかを確認できるために、機器を有料で貸し出しする徘徊高齢者家族介護者安心事業を実施しております。実績をお聞かせください。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 現在の利用者は5人となっております。毎年、5人前後で推移をしております。

以上です。

◆（山本由美子議員） 民生委員さんの方からで、自分の担当されている地域に徘徊者の方がおられたんですけども、この機器がちょっと大き過ぎるということで捨ててしまったりとか、高齢者の方がストレスに感じるということでお聞きしました。今後、小さい、本人がわからないような大きさのものに、機器を代えるというお考えはないか、また可能かどうかお聞かせください。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 現在の機器につきましては、セコム機器を利用しております。その機器の大きさ等については、会社の開発等にもよりますので、今後認知症の方につけやすいようなサイズ等、またそういったことも研究してまいりたいというふうに考えております。

◆（山本由美子議員） よろしくお願いたします。

あと、徘徊のおそれのある高齢者を事前に登録して日ごろから見守るとともに、徘徊発生時には関係機関と連携し、早期発見、保護に努める仕組みを徘徊SOSネットワークと言いますが、本市は昨年、聞かせていただいたときには、団体のこの思いが薄くなってきているので、実効力のあるものにしていきたいということで言われておりました。現在、実効力のある徘徊SOSネットワークになったのかどうか、お聞かせいただきたいと思っております。また、徘徊SOSネットワークがどう機能しているかということを検証することも必要ですので、模擬訓練を実施してはと考

えますが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 徘徊SOSネットワークにつきましては、平成11年に亀岡警察署を中心に整備されたものでございます。参画団体の意識も現在のところ希薄になっているということも否めないところでございます。つきましては、御指摘のありましたとおり、徘徊模擬訓練とあわせまして、より実効力のあるネットワークづくりとなるよう、関係機関との連携に努めてまいりたいというふうに考えております。

◆（山本由美子議員） よろしく願いいたします。

次に、認知症の方が住みなれた地域で安心して生活するためには、認知症に対して正しい知識を持ってもらう認知症サポーターの育成というのが重要となってまいります。本市でも積極的に取り組んでいただいております。福岡県の古賀市では、子どもたちに認知症の人やその家族を見守る応援者になってもらうために、認知症に対する正しい知識を教える認知症ジュニアサポーター養成講座、オレンジ教室を開催されております。高齢者を敬う気持ちを育て、困った人がいたら勇気を出して助けることを講座から学んでいます。昨年の3月定例会で、本市においても実施すべきではというふうに言いましたけれども、その後の取り組みについてお聞かせください。

◎健康福祉部担当部長（木曾布恭） 認知症ジュニアサポーター育成につきましては、本年度、認知症サポーター養成講座として、東本梅町子供会で児童11人、保護者等12人の計23人に対して実施したところでございます。次年度につきましても、育成を計画しているところでございます。

以上です。

◆（山本由美子議員） ありがとうございます。本年度もまた考えていただけるということでお聞きしましたので、またお知らせをいただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

次、8番目は省かせていただきます。

認知症高齢者を支える地域づくりを目指して、人材の育成を図っていただくとともに、サポート体制のさらなる拡充を計画的に進めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、3番目の小型家電の回収とリサイクルの取り組みについては省かせていただきます。

最後に、来月4月より消費税が5%から8%に引き上げられます。そこで、臨時福祉給付金や子育て世帯臨時特例給付金の支給についてお伺いいたします。

消費税は、所得の低い人ほど負担が重くなるという逆進性の問題があります。4月の消費税引き上げに伴う負担軽減策として、低所得者向けの臨時福祉給付金、うち高齢基礎年金受給者等は加算支給ありということで、それと子育て世帯臨時特例給付金が支給されますが、実施主体は自治体となり、どちらの給付金も受け取るには申請手続が必要となってまいります。対象者に対して速やかに給付金が支給されるよう、円滑な事務処理が望まれます。

そこでお伺いいたします。

対象者みずから申請手続をしなければならぬため、まず徹底的な周知方法が重要だと考えますが、どのように対応していくのか、お聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 健康福祉部長、お答えいたします。

臨時福祉給付金でございますが、対象者は平成26年度の市府民税の均等割が非課税の方というのが大きな条件であります。税の情報につきましては、本人の同意がないと課税目的以外に使用ができないために、対象者への直接請求書を送付するということできません。そのために、現時点におきましては、広報チラシの全戸配布を中心に、亀岡市の広報紙、ホームページ等による広報で補完をいたしまして、支給対象者の方に漏れ落ちがない、こういうようなことで申請をいただくように、今考えております。

次に、子育て世帯の臨時特例給付金でございますが、支給対象者を平成26年1月分の児童手当の受給者のうち、臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者を除く方ということになっております。対象者への周知に関しましては、周知広報ということで、市のホームページや広報紙、また窓口での資料の配架によりまして、また児童手当の受給者に対して送付する現況届というのがございます。それに広報チラシを同封するなどいたしまして、支給対象の方に対する制度の周知を図ってまいりたいというふうに考えております。

◆（山本由美子議員） 今、聞かせていただいたんですけれども、特に臨時福祉給付金のほうなんですけれども、支給対象を絞った周知ではないということで、全戸配布の広報紙でお知らせしていくということだったので、高齢者のひとり暮らしとか、高齢者世帯などに対して十分に伝わらないのではないかなという、そういう心配をするところであります。65歳以上の方でありましたら、介護保険料の改正時期というか、介護保険のそういう関係者からも、担当者が知り得るそういう情報から対象者に対して直接お知らせするという、そういう体制も必要かなというふうに考えるんですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

◎健康福祉部長（小川泉） 健康福祉部内のところでありましたら、今言いましたように、窓口での資料の配架等々によりまして、そういう対象者の方へのアプローチということも考えていきたいというふうに考えております。

◆（山本由美子議員） よろしく願いいたします。

それでは次に、実施に当たってのこれからのスケジュールについてお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 臨時福祉給付金につきましては、市府民税の納税通知書が市民の皆さんのお手元に届くというのが6月の中旬ということになります。納税通知書が届いた方及びその方の扶養親族については支給の対象外ということになります。無用の混乱を避けるために、納税通知書発送後3カ月間から6カ月間の期間を設定いたしまして、審査の結果、支給が決定した方に順次支給してまいりたいと考えております。

したがって、おおむね6月の末ごろと考えておりますけれども、詳細なスケジュールにつきましては、今、検討中でございます。

次に、子育て世帯の臨時特例給付金の関係でございますが、児童手当の受給者は毎年6月に継続受給の審査を受けるために、児童手当現況届、これを提出いただくことになっておりますが、申請書の利便性を考慮しまして、その現況届提出の時期が適切ではないかと考えているところでございます。申請書の受理後は審査を行いまして、



支給の可否を決定し、順次支給を行う予定でございますが、これも詳細の支給開始日等につきましては、今現在調整中でございます。

◆（山本由美子議員） それでは、申請と審査の方法について、どのような考えかお聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 臨時福祉給付金の申請につきましては、以前にありました定額給付金、これとちょっと異なりますので、平成26年度の市府民税の均等割が非課税の方と対象が限定されております。やはりプライバシー保護の観点から、原則郵送での申請ということを考えております。

審査につきましては、申請がされた段階で幾つかの支給条件、また加算の条件がございますので、その条件に当てはまるか、あるいは除外されるかを項目ごとに順番に審査していく方向で検討いたしております。

子育て世帯の臨時特例給付金でございますが、26年1月分の児童手当の受給者が対象となっております。児童手当とは別に支給するという事になっておりますので、支給対象者は児童手当の書類とは別に、給付金の申請書を窓口あるいは郵送にて市へ提出していただくことになります。市ではその申請を受け付けました後に、平成25年分の所得あるいは臨時福祉給付金、あるいは生活保護の有無、こういう支給資格について審査をさせていただきます、対象者に対して支給決定を行う予定でございます。

◆（山本由美子議員） 申請方法については、原則郵送ということで今お聞きさせていただいたんですけれども、プライバシーを配慮した専用窓口を設置するお考えはあるのかどうか、お聞かせください。

◎健康福祉部長（小川泉） 今現在の健康福祉部内での窓口というのはちょっと構造上難しいと、このように考えておりますので、4月以降につきましては別の場所等に対応してまいりたいというふうに考えております。

◆（山本由美子議員） それでは、具体的に配偶者からのDV等により避難している方への対応の考えをお尋ねいたします。

◎健康福祉部長（小川泉） 臨時福祉給付金につきましては、今もございましたように配偶者からのドメスティックバイオレンス、DV、暴力ということなんですが、避難されている方のうち、本市に住民票を移していない方につきましては、配偶者の代理申請により、避難されている方の分も配偶者に支給してしまう、こういう事態に陥ります。そのため、本市に一定の要件を満たしている旨の申し入れを行っていただいた方につきましては、住民票がなくても本市から支給されるように措置が講じられています。

また、子育て世帯の臨時特例給付金につきましては、配偶者からのDVによりまして本市に避難されておられる方は、本市の児童手当認定請求の際に、配偶者から暴力を理由に避難していることがわかる旨の書類というものを既に提出いただいておりますので、支給認定を受け、そしてそのことによってこの26年1月分の児童手当を受給されております。避難されている本市から子育て世帯臨時特例給付金を申請いただくための御案内を送ることといたしております。

◆（山本由美子議員） 今、配偶者からのDVにより避難している方ということでも詳しく聞かせていただきました。今後、実施に伴って、これだけではなくていろんな

問い合わせというのがあるかというふうに思うんですけども、その対応についてどのような準備を考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

◎健康福祉部長（小川泉） 懇切丁寧に、その辺につきましては説明してまいりたいというふうに考えております。

◆（山本由美子議員） 具体的に、コールセンターというほどでもないんですけども、問い合わせ窓口とか、そういうのは考えておられるんでしょうか。

◎健康福祉部長（小川泉） 先ほども26年度の体制の関係で御質問がございましたときにお答えしましたが、専用の窓口というものを設けたいというふうに考えておりますが、私どもの部屋というよりも、どこかの専用の部屋とかあるいは窓口、電話対応で応えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◆（山本由美子議員） それでは専用の窓口とそして専用の電話相談窓口もつくっていただけるということで、お聞きさせていただきました。今回の給付金につきましては、対象者全員に周知されることが大前提であり、その対応が何よりも重要な業務になると思いますので、きめ細かな対応をよろしく願いいたしまして、全ての質問を終了いたします。ありがとうございました。